

令和 7 年 1 2 月

市議会定例会議案

大 牟 田 市

目 次

番 号	件 名
議案第 3 9 号	令和 7 年度大牟田市一般会計補正予算
議案第 4 0 号	令和 7 年度大牟田市介護保険特別会計補正予算
議案第 4 1 号	令和 7 年度大牟田市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第 4 2 号	令和 7 年度大牟田市公共下水道事業会計補正予算
議案第 4 3 号	令和 7 年度大牟田市財産区特別会計予算
議案第 4 4 号	大牟田市議会議員及び大牟田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 5 号	大牟田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について (大牟田市いじめ問題再調査委員会の設置)
議案第 4 6 号	大牟田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について (大牟田市新大牟田駅産業団地賑わい交流用地開発事業者審査委員会の設置)
議案第 4 7 号	大牟田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 8 号	大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 9 号	大牟田市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 0 号	大牟田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 1 号	大牟田市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 2 号	大牟田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
議案第 5 3 号	大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 4 号	大牟田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 5 号	大牟田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 5 6 号	大牟田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 5 7 号	大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 8 号	大牟田市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 9 号	大牟田市岩本南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 0 号	大牟田市運動場条例及び大牟田市立小学校、中学校及び特別支援学校の体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 1 号	大牟田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 2 号	大牟田市企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 3 号	指定管理者の指定について
議案第 6 4 号	市道路線の認定について
議案第 6 5 号	請負契約の変更契約の締結について
議案第 6 6 号	地方独立行政法人大牟田市立病院第 5 期中期目標について

議案第 39 号

令和 7 年度大牟田市一般会計補正予算

令和 7 年度大牟田市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額「65,191,708 千円」に歳入歳出それぞれ「203,294 千円」を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「65,395,002 千円」とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 5 条 繰越明許費の変更及び追加は、「第 5 表繰越明許費補正」による。

令和 7 年 12 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		14,116,702	56,955	14,173,657
	2 国庫補助金	2,173,782	56,600	2,230,382
	3 委 託 金	35,211	355	35,566
16 県支出金		4,691,844	117	4,691,961
	1 県負担金	3,366,006	117	3,366,123
18 寄 付 金		415,381	844	416,225
	1 寄 付 金	415,381	844	416,225

19 繰 入 金		1,835,315	22,278	1,857,593
	1 特別会計繰入金	71,758	444	72,202
	2 基金繰入金	1,763,557	21,834	1,785,391
22 市 債		6,834,400	123,100	6,957,500
	1 市 債	6,834,400	123,100	6,957,500
歳 入 合 計		65,191,708	203,294	65,395,002

(歳 出)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		326,307	609	326,916
	1 議 会 費	326,307	609	326,916
2 総 務 費		5,755,932	14,084	5,770,016
	1 総 務 管 理 費	4,446,056	13,640	4,459,696
	8 財 産 区 事 業 費	0	444	444
3 民 生 費		25,098,360	53,355	25,151,715
	1 社 会 福 祉 費	9,662,799	53,355	9,716,154
4 衛 生 費		6,717,511	30,544	6,748,055
	1 保 健 衛 生 費	1,651,425	844	1,652,269
	3 清 掃 費	3,630,242	29,700	3,659,942
5 農 林 水 産 業 費		665,337	5,000	670,337
	1 農 業 費	610,697	5,000	615,697
7 土 木 費		3,642,024	7,917	3,649,941
	4 都 市 計 画 費	991,042	117	991,159

	5 住 宅 費	687,243	7,800	695,043
8 消 防 費		2,405,680	3,000	2,408,680
	1 消 防 費	2,405,680	3,000	2,408,680
9 教 育 費		6,521,810	29,785	6,551,595
	3 中 学 校 費	2,869,702	24,420	2,894,122
	4 特別支援学校費	104,662	5,365	110,027
10 災 害 復 旧 費		62,400	59,000	121,400
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	58,400	59,000	117,400
歳 出 合 計		65,191,708	203,294	65,395,002

第 2 表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
9	3	学校建設 事業（再 編 分 ） （Ⅱ期）	千円 1,672,000	令 和 6 年度	千円 191,000	千円 2,047,188	令 和 6 年度	千円 191,000
				令 和 7 年度	1,290,500		令 和 7 年度	1,290,500
				令 和 8 年度	190,500		令 和 8 年度	565,688

第 3 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
市 営 住 宅 明 渡 請 求 事 件 等 に 関 する 成 功 謝 金	本事件の目的達成後、当事者で協議した額	
給 食 室 空 調 機 器 賃 貸 借 （大正小学校及び中友小学校分）	令和 8 年度から 令和 1 4 年度まで	9,000 千円

第 4 表 地方債補正

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方法	利 率	償 還 の 方法	限 度 額	起 債 の 方法	利 率	償 還 の 方法
し尿処理施設	千円				千円			

整備事業費	280,100	証書借入れ又は証券発行。都合により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内（利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還をし、若しくは低利に借換えをすることができる。	309,800	証書借入れ又は証券発行。都合により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内（利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還をし、若しくは低利に借換えをすることができる。
農業用施設整備事業費	198,100				203,100			
道路橋梁整備事業費	539,300				540,900			
学校施設整備事業費	1,605,800				1,633,600			
土木施設災害復旧費	56,500				115,500			
計	6,834,400				6,957,500			

第5表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
2 総務費	1 総務管理費	所有権移転登記手続請求事件関係	—	4,100 千円
4 衛生費	3 清掃費	東部環境センター整備事業	—	29,700 千円
6 商工費	1 商工費	工業団地等管理	—	6,000 千円
7 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	—	195,000 千円
7 土木費	2 道路橋梁費	災害対策（道路新設改良事業）	—	210,000 千円
7 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	—	29,600 千円
7 土木費	3 河川費	災害対策（手鎌野間川河川改良事業）	184,500 千円	414,300 千円
7 土木費	4 都市計画費	災害対策（都市下水路改良事業）	250,000 千円	275,300 千円
9 教育費	2 小学校費	学校建設事業	—	75,475 千円

9 教 育 費	3 中 学 校 費	学 校 建 設 事 業 (再 編 分)	802,381 千円	812,381 千円
9 教 育 費	3 中 学 校 費	災 害 対 策 (雨 水 貯 留 浸 透 施 設 整 備 事 業)	—	22,000 千円
9 教 育 費	6 保 健 体 育 費	総 合 体 育 館 整 備 事 業	—	7,700 千円
10 災 害 復 旧 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	土 木 施 設 災 害 復 旧	54,700 千円	112,700 千円

提案理由

一般会計予算について補正を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 4 0 号

令和 7 年度大牟田市介護保険特別会計補正予算

令和 7 年度大牟田市の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額「13,207,955 千円」及び介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額「13,207,955 千円」に歳入歳出それぞれ「2,000 千円」を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「13,209,955 千円」、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「13,209,955 千円」とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

第 1 表 歳入歳出予算補正

介護保険事業勘定

(歳 入)

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		3,449,763	2,000	3,451,763
	2 国庫補助金	1,213,751	2,000	1,215,751
歳 入 合 計		13,207,955	2,000	13,209,955

(歳 出)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		558,950	2,000	560,950
	2 包括的支援等事業費	73,760	2,000	75,760
歳 出 合 計		13,207,955	2,000	13,209,955

提案理由

介護保険特別会計予算について補正を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 4 1 号

令和 7 年度大牟田市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 7 年度大牟田市の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額「2, 536, 614 千円」に歳入歳出それぞれ「4, 292 千円」を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「2, 540, 906 千円」とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 国庫支出金		0	4,292	4,292
	1 国庫補助金	0	4,292	4,292
歳 入 合 計		2,536,614	4,292	2,540,906

(歳 出)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		74,095	4,292	78,387
	1 総務管理費	74,095	4,292	78,387
歳 出 合 計		2,536,614	4,292	2,540,906

提案理由

後期高齢者医療特別会計予算について補正を行うに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 4 2 号

令和 7 年度大牟田市公共下水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 7 年度大牟田市公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度大牟田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科	目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収		入		
第 1 款	下水道事業収益	4,263,043 千円	32,317 千円	4,295,360 千円
第 2 項	営業外収益	1,820,121 千円	32,317 千円	1,852,438 千円
支		出		
第 1 款	下水道事業費用	3,531,855 千円	45,107 千円	3,576,962 千円
第 1 項	営業費用	3,245,689 千円	45,107 千円	3,290,796 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「2 1 8，1 0 1 千円」を「2 4 6，3 1 8 千円」に、「3 3 0，3 0 8 千円」を「3 0 2，0 9 1 千円」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科	目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収		入		
第 1 款	資本的収入	5,448,629 千円	310,400 千円	5,759,029 千円
第 1 項	企業債	2,484,700 千円	310,400 千円	2,795,100 千円
支		出		
第 1 款	資本的支出	6,862,243 千円	310,400 千円	7,172,643 千円
第 1 項	建設改良費	5,409,582 千円	310,400 千円	5,719,982 千円

第 4 条 企業債を次のとおり補正する。

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 2,484,700	証書借入れによる普通貸借。都合により翌年度以降に繰り越して借り	5.0%以内（利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する	千円 2,795,100	証書借入れによる普通貸借。都合により翌年度以降に繰り越して借り	5.0%以内（利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する

		入れるこ とができ る。	金融機構 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	事 項 に よ る。 た だ し、都合に より据置期 間を短縮 し、又は繰 上償還を し、若しく は低利に借 換えをする ことができ る。		入れるこ とができ る。	金融機構 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	事 項 に よ る。 た だ し、都合に より据置期 間を短縮 し、又は繰 上償還を し、若しく は低利に借 換えをする ことができ る。
--	--	--------------------	--	--	--	--------------------	--	--

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

提案理由

公共下水道事業会計予算について補正を行うに当たり、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 4 3 号

令和 7 年度大牟田市財産区特別会計予算

令和 7 年度大牟田市の財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 4 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

第 1 表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		4 4 4
	1 財 産 売 払 収 入	4 4 4
歳 入 合 計		4 4 4

(歳 出)

款	項	金 額
1 繰 出 金		4 4 4
	1 繰 出 金	4 4 4
歳 出 合 計		4 4 4

提案理由

財産区特別会計予算を定めるに当たり、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 4 4 号

大牟田市議会議員及び大牟田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市議会議員及び大牟田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市議会議員及び大牟田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

大牟田市議会議員及び大牟田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 3 項に定める金額を、第 2 条ただし書」を「第 4 項に定める金額を、第 2 条ただし書」に改め、同条第 3 項中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改め、同条第 4 項中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

第 5 条第 2 号中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大牟田市議会議員及び大牟田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の見直しを行うとともに、その他所要の規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 4 5 号

大牟田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
大牟田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市附属機関設置条例の一部を改正する条例
大牟田市附属機関設置条例（平成 2 5 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 附属機関の項の次に次のように加える。

大牟田市 いじめ問題再調査 委員会	いじめ防止対策推進 法（平成 2 5 年法律 第 7 1 号）第 3 0 条 第 2 項の規定に基づ き、同法第 2 8 条第 1 項に規定する調査 結果について調査審 議すること。	5 人	(1) 学識経験を有 する者 (2) 子どもの発達 ・心理等に関し 専門的知識を有 する者 (3) その他市長が 適当と認める者	任命の 日から 調査審 議終了 まで	企画総 務部
-------------------------	--	-----	---	--------------------------------	-----------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

大牟田市いじめ問題再調査委員会を設置するに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 4 6 号

大牟田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
大牟田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市附属機関設置条例の一部を改正する条例
大牟田市附属機関設置条例（平成 2 5 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 大牟田市新大牟田駅産業団地産業用地工場等立地事業者審査委員会の項の次に次のように加える。

大牟田市 新大牟田 駅産業団 地賑わい 交流用地 開発事業 者審査委 員会	新大牟田駅産業団地 の賑わい交流用地の 開発を行う事業者の 選定について審査す ること。	5 人	(1) 学識経験を有 する者 (2) 企業経営に関 する有識者 (3) その他市長が 適当と認める者	審査終了まで	産業経 済部
--	--	-----	---	--------	-----------

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

大牟田市新大牟田駅産業団地賑わい交流用地開発事業者審査委員会を設置するに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 4 7 号

大牟田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 大牟田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 7 7 . 5」に改める。

第 2 条 大牟田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大牟田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第 1 条の規定による改正前の大牟田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき令和 7 年 1 2 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

市議会議員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、条例の一部改正を

行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第４８号

大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例の
一部を改正する条例

第 1 条 大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例（令和
元年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に
改める。

第 2 2 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」に
改める。

付則第 3 項中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」に、
「1 0 0 分の 5 2 . 5」を「1 0 0 分の 5 5」に改める。

第 2 条 大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 6 . 2
5」に改める。

第 2 2 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 0 6 . 2
5」に改める。

付則第 3 項中「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 0 6 . 2 5」
に、「1 0 0 分の 5 5」を「1 0 0 分の 7 8 . 7 5」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8
年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報
酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年
1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当及び勤勉手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例の規定に基づき令和7年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。
- （基本報酬表への改正後の大牟田市一般職の職員の給与に関する条例の適用）
- 4 令和7年12月1日以後に在職している職員に係る令和7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの報酬、期末手当及び勤勉手当（以下「報酬等」という。）については、大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例（以下「報酬条例」という。）第5条中「大牟田市一般職の職員の給与に関する条例」とあるのは、「大牟田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第 号）第1条の規定による改正後の大牟田市一般職の職員の給与に関する条例」と読み替えて適用する。
- 5 前項の規定により読み替えて適用される前の報酬条例第5条の規定に基づき支給された報酬等は、同項の規定により読み替えて適用される報酬条例第5条の規定による報酬等の内払とみなす。

提案理由

会計年度任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 49 号

大牟田市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

大牟田市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

令和 7 年 12 月 8 日提出

大牟田市市長 関 好 孝

大牟田市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 大牟田市市長等の給与等に関する条例（昭和 31 年条例第 36 号）
の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」
に改める。

第 2 条 大牟田市市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 177.5」を「100 分の 175」に改
める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8
年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大牟田市市長等の給与等に関する条例（以
下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用
する。

（期末手当の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正前の大牟田市市長等の給与等に関する条例の規
定に基づき令和 7 年 12 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間
に支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払と
みなす。

提案理由

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するに当たり、条例
の一部改正を行うもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、
議会の議決を求める。

議案第 5 0 号

大牟田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 大牟田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に、「1 0 0 分の 7 0」を「1 0 0 分の 7 2 . 5」に改める。

第 2 0 条の 4 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 5 0」を「1 0 0 分の 5 2 . 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 5 条関係）

行政職給料表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100

10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	

66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700	396, 900			
87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 300			
88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 700			
89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 000			
90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 400			
91	267, 700	307, 300	357, 500	398, 800			
92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 100			
93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 400			

94		308,000	358,400	399,800			
95		308,300	358,800	400,100			
96		308,700	359,100	400,400			
97		308,900	359,400	400,700			
98		309,200	359,800	401,000			
99		309,500	360,200	401,300			
100		309,900	360,600	401,600			
101		310,100	361,100	401,900			
102		310,400	361,500	402,200			
103		310,700	361,900	402,500			
104		311,000	362,300	402,800			
105		311,200	362,800	403,000			
106		311,500	363,200	403,300			
107		311,800	363,500	403,600			
108		312,100	363,800	403,800			
109		312,300	364,200	404,000			
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					
119		315,100					
120		315,400					
121		315,700					

	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	基準給料 月額	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800

第2条 大牟田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(第1条の規定による大牟田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大牟田市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項の規定は、令和7年12月1日から適用し、改正後の条例別表第1の規定は、令和7年12月1日以後に在職している職員について令和7年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の大牟田市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づき令和7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

一般職の職員の行政職給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 5 1 号

大牟田市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市企業立地促進条例の一部を改正する条例

大牟田市企業立地促進条例（平成 2 0 年条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「課税免除」を「不均一課税」に、「第 6 条第 1 項」を「第 6 条第 2 項」に、「課税をしない」を「不均一の課税をする」に改め、同条第 1 2 号中「課税免除」を「不均一課税」に改め、同条第 1 4 号中「課税免除対象固定資産」を「不均一課税対象固定資産」に、「課税免除に」を「不均一課税に」に改め、同条第 1 5 号中「課税免除」を「不均一課税」に改める。

第 3 条第 1 号中「課税免除」を「不均一課税」に改める。

第 7 条の見出し中「課税免除」を「不均一課税」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「課税免除対象固定資産」を「不均一課税対象固定資産」に、「の課税免除」を「について不均一の課税」に改め、同項第 1 号中「課税免除」を「不均一課税」に改め、同条第 2 項中「の課税免除」を「の不均一課税」に、「課税免除対象固定資産」を「不均一課税対象固定資産」に、「行うものとする」を「固定資産税の課税標準（地方税法第 3 4 9 条又は第 3 4 9 条の 2 に規定する課税標準をいう。以下同じ。）を不均一課税対象固定資産に係る課税標準となるべき価格の 1 0 0 分の 5 0 の額とすることにより行う」に改め、同条第 3 項中「同項、」を削り、「又は」の次に「同項若しくは」を加え、「課税免除対象固定資産」を「不均一課税対象固定資産」に、「課税免除を」を「不均一課税を」に改める。

第 1 1 条第 2 項及び第 1 3 条中「課税免除」を「不均一課税」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 8 年 3 月 3 1 日までに改正前の大牟田市企業立地促進条例（以下「改正前の条例」という。）第 4 条第 2 項の指定を受けた指定事業者（第 5 条の規定により指定事業者の地位を承継した者を含む。以下同じ。）については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、改正前の条例第 3 条及び第 7 条の規定により固定資産税の課税免除の奨励措置を受けることができる。

3 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間に改正前の条例第 4 条第 2 項の指定を受けた指定事業者については、同日までに取得又は使用開始をした改正前の条例第 2 条第 1 4 号に規定する課税免除対象固定資産（以下「課税免除対象固定資産」という。）について、施行日以後においても、改正前の条例第 3 条及び第 7 条の規定により固定資産税の課税免除の奨励措置を受けることができる。

4 改正前の条例の課税免除の対象となった課税免除対象固定資産については、改正後の大牟田市企業立地促進条例第 7 条第 1 項の不均一課税をすることができない。

（大牟田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

5 大牟田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例（令和 7 年条例第 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「若しくは大牟田市企業立地促進条例（平成 2 0 年条例第 5 6 号）」を削り、「又は」の次に「大牟田市企業立地促進条例（平成 2 0 年条例第 5 6 号）若しくは」を加える。

（大牟田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 大牟田市企業立地促進条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 号）による改正前の大牟田市企業立地促進条例の課税免除の対象となった大牟田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例第 3 条第 1 項に規定する家屋、構築物及び土地については、同項の課税免除をすることができない。

（大牟田市大規模太陽光発電設備設置促進条例の一部改正）

7 大牟田市大規模太陽光発電設備設置促進条例（平成 21 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「大牟田市企業立地促進条例（平成 20 年条例第 56 号）、」を削り、「又は」を「若しくは」に、「課税免除の」を「課税免除又は大牟田市企業立地促進条例（平成 20 年条例第 56 号）の不均一課税の」に改める。

（大牟田市大規模太陽光発電設備設置促進条例の一部改正に伴う経過措置）

8 大牟田市企業立地促進条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 号）による改正前の大牟田市企業立地促進条例の課税免除の対象となった大牟田市大規模太陽光発電設備設置促進条例第 2 条第 1 号に規定する大規模太陽光発電設備については、同条例第 3 条第 1 項の不均一課税をすることができない。

提案理由

本市に工場等の設置を行う事業者への奨励措置として実施する固定資産税の課税免除について、課税免除から不均一課税への見直しを行うに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 5 2 号

大牟田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

大牟田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 1 9 年法律第 4 0 号。以下「法」という。）に基づき、地域経済^{けん}牽引事業を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図るため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき固定資産税の課税免除をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域経済牽引事業 法第 2 条第 1 項に規定する地域経済牽引事業をいう。
- (2) 同意基本計画 法第 4 条第 6 項の規定による主務大臣の同意を受けた福岡県及び福岡県内市町村の地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画であって、法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による変更があったときは、その変更後のものをいう。
- (3) 承認地域経済牽引事業計画 法第 1 3 条第 4 項若しくは第 7 項又は第 1 4 条第 1 項の規定により福岡県知事又は主務大臣の承認を受けた同条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。
- (4) 承認地域経済牽引事業 承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいう。
- (5) 対象施設 承認地域経済牽引事業計画に基づき実施する承認地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成

長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設をいう。

(6) 促進区域 法第4条第2項第1号に規定する促進区域のうち市の区域をいう。

(7) 承認地域経済牽引事業者 法第13条第4項又は第7項の規定により福岡県知事又は主務大臣の承認を受けた法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者をいう。

(8) 家屋 地方税法第341条第3号に規定する家屋をいう。

(9) 構築物 地方税法第341条第4号に規定する償却資産である構築物（対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）をいう。

(10) 土地 地方税法第341条第2号に規定する土地であって、対象施設の用に供するために取得するものをいう。

（固定資産税の課税免除）

第3条 市長は、同意基本計画の同意の日（以下この項において「同意日」という。）から同意基本計画の計画期間の末日までの間に、承認地域経済牽引事業計画に基づき実施する承認地域経済牽引事業のための施設のうち対象施設を促進区域内に設置した承認地域経済牽引事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税について、新たに課されることとなった年度以後3年度分に限り、課税免除を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、既に同項、大牟田市企業立地促進条例（平成20年条例第56号）若しくは大牟田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年条例第19号）の課税免除又は大牟田市大規模太陽光発電設備設置促進条例（平成21年条例第7号）の不均一課税の対象となった同項に規定する家屋、構築物及び土地については、同項の課税免除をすることができない。

（指定事業者の指定）

第4条 前条に規定する固定資産税の課税免除を受けようとする承認地域経

済牽引事業者は、あらかじめ申請書に当該課税免除を受けようとする対象施設の設置に係る事業計画書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 一の承認地域経済牽引事業計画に対し、前条に規定する固定資産税の課税免除を受けようとする承認地域経済牽引事業者が2以上ある場合は、前項の申請を共同で行わなければならない。この場合において、市長は、当該共同して申請した承認地域経済牽引事業者を一の申請者とみなすものとする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、当該申請をした者を課税免除の対象事業者として指定するものとする。

4 市長は、前項の規定にかかわらず、第1項の申請をした者（第2項の規定により共同で当該申請を行った場合にあっては、当該申請を行った全ての承認地域経済牽引事業者）が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定による指定（以下「指定」という。）は行わないものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員が役員となっている者

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

5 市長は、必要があると認めるときは、指定に条件を付けることができる。

6 指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、第1項に規定する申請書及び事業計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

7 第5項の規定は、前項の承認について準用する。

（指定事業者の地位の承継）

第5条 指定事業者は、合併、譲渡その他の事由により対象施設の設置又は当該対象施設における事業について他人に承継する必要（以下この項において「承継の必要」という。）が生じたときは、その旨を市長に申請しなければならない。この場合において、指定事業者が前条第1項の申請を共同で行った指定事業者（以下「共同申請者」という。）である場合は、当該指定事業者に係る承認地域経済牽引事業者ごとに、承継の必要が生じたときに他人に承継する旨の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるとき

は、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定により承継をしようとする者が前条第4項各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定による承認は行わないものとする。

4 前条第5項の規定は、第2項の規定による承認について準用する。

(指定の取消し)

第6条 市長は、指定事業者（前条の規定により指定事業者の地位を承継した者を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。この場合において、指定事業者が共同申請者である場合は、当該指定事業者に係る承認地域経済牽引事業者（前条の規定により承認地域経済牽引事業者の地位を承継した者を含む。）のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときも、指定を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則等又は指定若しくは承認（第4条第6項の承認及び前条第2項の規定による承認をいう。）の条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により指定を受けたとき。

(3) 第4条第4項各号に掲げる者に該当したとき。

(4) 対象施設を設置する見込みがないと市長が認めたとき。

(5) 指定の辞退を申し出たとき。

(6) 法第14条第2項の規定により福岡県知事が地域経済牽引事業計画の承認を取り消したとき。

(7) その他指定事業者として適当でないと市長が認めたとき。

(課税免除の申請等)

第7条 第3条第1項の規定の適用を受けようとする指定事業者は、規則で定めるところにより、市長に課税免除の申請をしなければならない。この場合において、指定事業者が共同申請者である場合は、当該指定事業者に係る承認地域経済牽引事業者ごとに、課税免除の申請を行うものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、課税免除を行うことを決定するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付けることができる。

(課税免除の取消し等)

第8条 市長は、前条第2項の課税免除を行うことの決定を受けた指定事業

者又は承認地域経済牽引事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、課税免除の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に当該課税免除をした固定資産税の全部若しくは一部を固定資産税として賦課徴収することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則等又は課税免除の決定の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により課税免除を受けたとき。
- (3) 第6条の規定により指定が取り消されたとき。
- (4) 規則で定める期間において、対象施設を課税免除に係る事業の目的のために使用せず、他の用途に供したとき。
- (5) 規則で定める期間において、対象施設を廃止したとき、又はこれと同様の状態にあると市長が認めたとき。
- (6) 法第14条第2項の規定により福岡県知事が地域経済牽引事業計画の承認を取り消したとき。
- (7) その他課税免除を行うことが適当でないと市長が認めたとき。

2 前項各号に定めるときのほか、第3条第1項の課税免除を受けている事業者が対象施設を6月以上休止したとき、又はこれと同様の状態にあると市長が認めたときは、当該課税免除の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に当該課税免除をした固定資産税の全部若しくは一部を固定資産税として賦課徴収することができる。

(報告、調査等)

第9条 市長は、指定事業者に対し、承認地域経済牽引事業の実施等について、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(補則)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に新たに設置される対象施設の用に供する第3条第1項に規定する家屋、構築物及び土地に係る固定資産税から適用する。

(大牟田市企業立地促進条例の一部改正)

2 大牟田市企業立地促進条例（平成20年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「同項若しくは」を「同項、」に改め、「条例第19号）」の次に「若しくは大牟田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例（令和7年条例第 号）」を加える。

（大牟田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

- 3 大牟田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「同項若しくは」を「同項、」に改め、「条例第56号）」の次に「若しくは大牟田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例（令和7年条例第 号）」を加える。

（大牟田市大規模太陽光発電設備設置促進条例の一部改正）

- 4 大牟田市大規模太陽光発電設備設置促進条例（平成21年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「又は」を「、」に改め、「条例第19号）」の次に「又は大牟田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例（令和7年条例第 号）」を加える。

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除を実施し、福岡県から地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者に対し支援を行うため、本条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 53 号

大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 5 4 号

大牟田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大牟田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

第 1 8 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断及び臨時の健康診断

第 2 4 条第 2 項中「修了した保育士」の次に「（福岡県が法第 1 8 条の 2 7 第 1 項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第 3 0 条第 1 項、第 3 2 条第 1 項、第 4 4 条第 1 項及び第 4 7 条第 1 項中「保育士」の次に「（福岡県が認定地方公共団体である場合には、保育士又

は福岡県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 55 号

大牟田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

大牟田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 20 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 21 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 22 条—第 25 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 26 条・第 27 条）

第 3 章 雑則（第 28 条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第 3 条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 23 項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支

援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業者は、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員が役員となっている法人等

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

6 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 7 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第7条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害対策に必要な設備を設けるとともに、非常災害対策に対する具体的計画を立て、これに対し不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き

の座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(差別的取扱いの禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置

を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（運営規程）

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（帳簿の整備）

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている別表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。
 - ウ イの規定による施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
 - エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次の(ア)及び(イ)の要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁

を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上りを不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理（消防法（昭和23年法律第186号）第8条の3第1項の防災性能を与えるための処理をいう。）が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（福岡県が法第18条の7第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員

を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、一般型乳児等通園支援事業において、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るも

のに限る。)

- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第22条関係）

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー

		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の規定を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるに当たり、本条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 56 号

大牟田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例の制定について

大牟田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次の
とおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 4 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 5 条—第 33 条）

第 3 章 雑則（第 34 条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 3 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（一般原則）

第 3 条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供する

ように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講じるよう努めなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、次の各号のいずれかに該当するものである。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員が役員となっている法人等
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特

定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護

者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（特定乳児等通園支援費用基準額等の受領）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収書を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関

する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的

に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は乳児等支援給付認定保護者から第13条の規定により受ける支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。
(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第 28 条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第 59 条第 1 号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第 29 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第 30 条の 13 において準用する法第 14 条第 1 項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の

改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第 12 条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (2) 第 15 条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (3) 第 19 条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第 29 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第 31 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 3 章 雑則

(電磁的記録等)

第 34 条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通

じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるの

は「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるに当たり、本条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 57 号

大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「（福岡県が法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士）」を加える。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 58 号

大牟田市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市学童保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市学童保育所条例の一部を改正する条例

大牟田市学童保育所条例（平成 17 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 手鎌学童保育所の項中「大牟田市大字唐船 383 番地 1」を「大牟田市大字唐船 382 番地 1」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

手鎌学童保育所の建替えによる移転に伴い、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 59 号

大牟田市岩本南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市岩本南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市岩本南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大牟田市岩本南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和 3 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

地区	建築物の種類
	1 次に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場、観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの (1) 店舗、飲食店、事務所その他これらに類するもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (3) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ、カラオケボックス、遊技場 2 住宅（併用住宅を除く。）、共同住宅、寄宿舎、下宿 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売所その他これらに類するもの 4 展示場 5 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 6 大学及び高等専門学校で、その部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの 7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 8 病院で、その部分の床面積の合計が 15,000 平方メ

沿道地区 A	ートルを超えるもの 9 保育所で、その部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの 10 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 11 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 12 自動車教習所 13 自動車車庫（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の8で定める建築物に附属する自動車車庫を除く。） 14 倉庫業を営む倉庫 15 畜舎 16 法別表第2（と）項第3号及び（ぬ）項第3号に掲げる建築物 17 法別表第2（と）項第4号及び（ぬ）項第4号に掲げる建築物 18 葬儀場 19 資材置場、バスターミナル、港湾施設、荷とき場、宅配便の配送場、空港の倉庫 20 農林漁業施設（住宅に付随する農業用納屋を除く。） 21 処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所 22 法別表第2（る）項に掲げる建築物
沿道地区 B	1 次に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場、観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (1) 店舗、飲食店、事務所その他これらに類するもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (3) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ、カラオケボックス、遊技場 2 沿道地区 A の項の2から22までに掲げる建築物

産業地区	1 住宅、共同住宅、寄宿舍（当該地区に立地する工場等の従事者のためのものを除く。）、下宿 2 店舗、飲食店（これらのうち工場・倉庫に併設される物品販売業を営む店舗、飲食店その他これらに類するもので、その部分の床面積の合計が５００平方メートルを超えないものを除く。） 3 ホテル又は旅館 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売所その他これらに類するもの 6 カラオケボックスその他これらに類するもの 7 展示場、遊技場 8 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ 9 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）、図書館、博物館 10 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの 11 病院 12 公衆浴場 13 診療所 14 沿道地区Ａの項の５、７、９から１２まで、１５、１８、１９、２１及び２２に掲げる建築物
------	--

付 則

この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

岩本南地区地区計画の変更に伴い、沿道地区においてより規模の大きい集客施設の建築を可能とするとともに、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 60 号

大牟田市運動場条例及び大牟田市立小学校、中学校及び特別支援学校の体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市運動場条例及び大牟田市立小学校、中学校及び特別支援学校の体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市運動場条例及び大牟田市立小学校、中学校及び特別支援学校の体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

(大牟田市運動場条例の一部改正)

第 1 条 大牟田市運動場条例（平成 18 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

大牟田市弓道場	大牟田市黄金町 1 丁目 1 1 1 番地
---------	-----------------------

第 4 条第 1 項の表に次のように加える。

大牟田市弓道場	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
---------	-----------------------	-------------------------

第 5 条第 3 項及び第 4 項中「大牟田市御大典記念グラウンド」の次に「又は大牟田市弓道場」を加える。

別表に次の 1 項を加える。

4 大牟田市弓道場

区分		単位	使用料
専用使用	一般	1 時間につき	630 円
	学生	1 時間につき	315 円
個人使用	普通券	一般	1 人 1 回につき 150 円
		学生	1 人 1 回につき 75 円
	回数券	一般	1 1 回券 1,500 円
		学生	1 1 回券 750 円

	定期使用	一般	1 月	1,460円
			6 月	7,880円
		学生	1 月	730円
			6 月	3,940円

備考

- 1 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 単位とする時間に満たない時間使用する場合は、単位とする時間使用したものとする。
- 3 「学生」とは、小学生、中学生、高校生、大学生又はこれらに準じる者及び6歳以上18歳未満の者をいう。
- 4 「一般」とは、前項に規定する者以外の者で18歳以上のものをいう。
- 5 定期使用の期間が6月の場合において、規則で定める6月の期間の中途における使用の開始又は終了により6月に満たない場合は、6月とみなす。

(大牟田市立小学校、中学校及び特別支援学校の体育施設の開放に関する条例の一部改正)

第2条 大牟田市立小学校、中学校及び特別支援学校の体育施設の開放に関する条例（平成21年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、運動場及び弓道場」を「及び運動場」に改める。

第3条中「（弓道場を除く。次条において同じ。）」及び「及び弓道場を専用して使用することができるもの」を削る。

第4条第1項中「及び弓道場を専用して使用しようとするもの」を削り、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「第1項から第3項まで」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第1項中「第4条第1項から第3項まで」を「第4条第1項」に改める。

別表弓道場の項を削り、同表備考第3項から第5項までを削る。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の大牟田市立小学校、中学校及び特別支援学校の体育施設の開放に関する条例別表の規定により

購入された回数券については、第 1 条の規定による改正後の大牟田市運動場条例別表第 4 項の規定により購入されたものとみなす。

提案理由

宅峰中学校弓道場を学校体育施設から社会体育施設へ変更することに伴い、関係条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 6 1 号

大牟田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市火災予防条例の一部を改正する条例

大牟田市火災予防条例（昭和 3 7 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 2 9 条の 2 ～第 2 9 条の 7）」を「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び第 3 章の 3 林野火災の予防（第 2 9 条維持に関する基準等（第 2 9 条の 2 ～第 2 9 条の 7）の 8・第 2 9 条の 9）」に改める。

第 7 条の 2 の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源

とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に改める。

第29条各号列記以外の部分中「火災に関する警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

- 3 市長は、林野火災の発生 of 危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生 of 危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第４２条の３第１項第３号中「第４５条」を「第４５条第１項」に改める。

第４４条第６号の次に次の１号を加える。

(6)の２ 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第４４条第７号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第４５条第１号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の１項を加える。

２ 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

付 則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、第７条の２の改正規定、同条を第７条の３とし、第７条の次に１条を加える改正規定、第２９条の７第１項第１号の改正規定、第４４条第６号の次に１号を加える改正規定及び同条第７号の改正規定は、令和８年３月３１日から施行する。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、サウナ設備に関する規定の見直しを行うとともに、林野火災の予防に関する規定の追加その他所要の規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 6 2 号

大牟田市企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 大牟田市企業管理者の給与等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 7 7 . 5」に改める。

第 2 条 大牟田市企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大牟田市企業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正前の大牟田市企業管理者の給与等に関する条例の規定に基づき令和 7 年 1 2 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由 企業管理者の期末手当の支給割合を改定するに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 6 3 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

1 指定管理者が管理する公の施設の名称

大牟田駅東口駐車場

新大牟田駅駐車場

大牟田駅西口自動車整理場

新大牟田駅南駐車場

大牟田駅西口自転車等駐車場

大牟田駅東口自転車等駐車場

新大牟田駅自転車等駐車場

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

(1) 名 称 株式会社 C L O S T 九州支店

(2) 所在地 福岡県大牟田市旭町三丁目 3 番地 3

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

大牟田駅東口駐車場、新大牟田駅駐車場、大牟田駅西口自動車整理場及び新大牟田駅南駐車場並びに大牟田駅西口自転車等駐車場、大牟田駅東口自転車等駐車場及び新大牟田駅自転車等駐車場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

議案第 6 4 号

市道路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

(認 定)

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
蔵 畷 5 号 線	大字草木字蔵畷 5 8 番 5 4	
	大字草木字蔵畷 5 8 番 4 4	
蔵 畷 6 号 線	大字草木字蔵畷 5 8 番 4 0	
	大字草木字蔵畷 5 8 番 3 5	

提案理由

市道路線を認定するに当たり、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

議案第 6 5 号

請負契約の変更契約の締結について

次のとおり請負契約の変更契約を締結するものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

- | | |
|---------------|-------------------------|
| 1 契 約 の 目 的 | 大牟田市大牟田文化会館ホール天井耐震改修工事 |
| 2 変更契約の金額 | 1 5 3 , 9 6 1 , 5 0 0 円 |
| 3 変更による増額 | 1 3 , 1 6 1 , 5 0 0 円 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 福岡県大牟田市東新町一丁目 5 番地 1 |

末吉建設株式会社

代表取締役社長 宮本 大樹

提案理由

先に締結した大牟田市大牟田文化会館ホール天井耐震改修工事の請負契約について、設計変更に伴い契約金額が 1 億 5 千万円以上となったため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

議案第 6 6 号

地方独立行政法人大牟田市立病院第 5 期中期目標について

地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 5 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人大牟田市立病院第 5 期中期目標を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

大牟田市長 関 好 孝

地方独立行政法人大牟田市立病院第 5 期中期目標

地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「法人」という。）は、平成 2 2 年 4 月の設立以来、「良質で高度な医療を提供し、住民に愛される病院を目指す」という基本理念の下、急性期医療を担う地域における中核病院として、地域医療の水準の維持向上を図ってきた。

令和 4 年度から令和 7 年度までの第 4 期中期目標の期間においても、地方独立行政法人制度の特徴をいかした病院運営を行い、職員が一丸となって目標達成に取り組んだ結果、重点項目として掲げていたがん診療の取組をはじめ、高度で専門的な医療提供体制を充実させるとともに、地域医療機関との連携が図られてきたところである。

第 5 期中期目標の策定に当たっては、新たな地域医療構想とそれを基に策定される福岡県保健医療計画に沿った取組の推進を図りながら、医療機関機能等の充実を図るとともに、小児医療・救急医療等の政策医療や災害時における医療の提供など、公的医療機関として求められる役割を果たしていくことを期待する。

また、少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少に伴い、今後さらに医療従事者の確保が困難な状況になることが予想されることから、限られた医療資源の中で効率的な医療提供体制を確保するため、医療 D X、タスク・シフト／シェア等を推進しつつ、引き続き医療及び経営の質の向上に取り組み、地域の中核病院として良質で高度な医療を提供することにより、住民の健康の保持及び増進に寄与することを求めるものである。

第 1 期中期目標の期間

中期目標の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までの 4 年間とする。

第 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 良質で高度な医療の提供

(1) 患者本位の医療の実践（重点）

個々の患者が、自らが受ける医療の内容を納得し、治療法を選択できるように十分な説明を行うとともに、相談・支援体制の更なる充実に努め、接遇を含めた患者本位の医療を実践すること。

(2) 安心安全な医療の提供

住民に信頼される良質で高度な医療を提供するため、医療安全管理体制の充実を図ること。

(3) 高度で専門的な医療の実践

地域の中核病院として、必要な医療機器を順次更新するとともに、専門資格の取得に努め、最新の治療技術の導入に積極的に取り組み、高度で専門的な医療を実践すること。

(4) 快適な医療環境の提供

患者や来院者に選ばれる病院であり続けるため、より快適な院内環境の整備を進めること。

(5) 保健医療情報等の提供

保健医療に関する専門的な知識を、公開講座の実施やホームページ等により住民に分かりやすく情報発信するとともに、住民の健康の保持及び増進のために普及啓発活動を実施すること。

(6) 法令遵守と公平性・透明性の確保

住民から信頼される病院となるため、医療法をはじめとする関係法令を遵守し、公立病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、公平性・透明性を確保した業務運営を行うこと。

また、個人情報の管理及び情報セキュリティ確保の措置を講じつつ、情報公開に関して、適切に対応すること。

2 診療機能を充実する取組

(1) がん診療の取組（重点）

「地域がん診療連携拠点病院」としてがん診療体制を充実させるとともに、地域のがん診療の水準の向上や患者やその家族への支援に積極的に取り組むこと。

(2) 救急医療の取組（重点）

救急医療に対するニーズに応じ、地域の中核病院として関係機関との連携の下に、救急医療体制の確保に努めること。

(3) 母子医療の取組

母子医療への取組は、地域の重要な課題であることから、地域の医療機関やその他関係機関との連携を推進するとともに、母子医療の充実に努めること。

(4) 災害等への対応

災害時に「災害拠点病院」としての機能を果たすための体制作りを強化するとともに、大規模な事故や災害が発生し、若しくは発生しようとしている場合には、県、市、関係機関等と連携して迅速かつ適切な対応に努めること。

(5) 感染症への対応

大規模な新興感染症（かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に公衆衛生上問題となる感染症をいう。）等が発生した場合には、地域の医療崩壊を招かぬよう、県、市、関係機関等と連携して迅速かつ適切に対応し、医療提供体制を維持すること。

また、新型コロナウイルス感染症に対応した経験をいかし、平時より病院全体で対応できる体制を整備するなど、感染症対策を強化すること。

3 地域医療連携の取組

(1) 地域医療構想における役割の発揮

新たな地域医療構想並びに福岡県保健医療計画に沿った取組の推進を図りながら、地域の医療機関との機能分化及び連携を推進すること。

(2) 地域医療支援病院及び紹介受診重点医療機関としての取組

「地域医療支援病院」として、高度医療機器の共同利用の実施、地域の医療従事者に対する研修を行うなど、地域医療機関への支援に取り組むこと。

(3) 地域包括ケアシステムを踏まえた取組

住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進し、関係機関との情報共有やネットワークを充実させ、地域の中核病院としての役割を果たすこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 人材の確保と育成

(1) 病院スタッフの確保（重点）

安全で質が高く、効率的な医療を提供するため、タスク・シフト／

シェア等を推進するとともに、医師をはじめ優秀な人材を確保し育成すること。

(2) 研修及び人材育成の充実

職員研修の充実を図り、職務、職責に応じた能力の発揮や専門性の向上に努めるとともに、地域の医療従事者等の受入れを図り、地域の医療水準の向上に貢献すること。

また、将来の医療を担う人材の育成に向けた教育・研修の充実を図ること。事務部門においては、病院経営の専門的知識や経営感覚に優れた人材を確保し育成するとともに、組織としての経営の専門性を高めること。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

診療報酬改定等の医療環境の変化に的確かつ迅速に対応するとともに、病床稼働率の向上、適切な施設基準の取得・維持等に努め、引き続き医業収益の確保を図ること。

(2) 費用の節減

効率的、効果的な業務運営に努め、引き続き費用の節減に努めること。

3 経営管理機能の充実

(1) 経営マネジメントの強化

法人の運営に当たっては、病院長及び各部門の長がリーダーシップを発揮し、組織内における適切な権限委譲と責任の明確化を行った上で、相互の連絡調整を図り、効率的かつ効果的な経営マネジメント体制の充実を図ること。

(2) 継続的な業務改善の実施

働き方改革など社会情勢に応じた職場環境の整備及び人事給与制度の見直し等を適宜行い、職員のモチベーションの維持及び向上を図ること。

また、病院機能評価の認定更新及び継続的な業務改善に取り組むこと。

(3) 医療DXの推進

電子処方箋など、計画的な導入を行い、情報共有による業務の効率化や患者個人の健康管理への支援など、サービスの質向上に取り組む

こと。

また、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等を踏まえ、情報セキュリティ対策の強化に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の強化

(1) 健全経営の維持及び継続

経営改善の効果を診療機能の充実にいかしながら、将来にわたって公的な役割を果たせるよう、安定的な経営基盤を強化するとともに、健全経営を維持し継続すること。

また、経常収支比率及び医業収支比率については、引き続き数値目標を設定すること。

(2) 設備投資に向けた財源の確保

新たな地域医療構想並びに福岡県保健医療計画に沿った取組の推進を図りながら、地域の医療機関との機能分化を推進するため、地域の医療需要や医療資源等を的確に把握し、高度医療機器の更新、設備の補修・更新等を図るとともに、設備投資に向けた財源の確保に努めること。

(3) 役割と責任及び負担の明確化

法人が、救急医療等の政策的医療を提供する場合において、その部門では採算がとれない場合もあり得る。市は、市として果たすべき役割や責任に帰すべきものについて運営費負担金の基準を定め、これに基づいて法人に対して必要な費用を負担する。法人は、この趣旨を踏まえ、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 市の施策への協力

市の施策に積極的に協力すること。

2 施設の維持補修等

市立病院は、移転新築後30年以上が経過しているため、施設の補修や設備の更新等を計画的に推進し、施設及び設備の長寿命化を図ること。

提案理由

地方独立行政法人大牟田市立病院第5期中期目標を定めるに当たり、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、議会の議決を求める。